

交	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			
(令和10年3月末まで有効)			

交 規 第 6 6 2 号  
令 和 5 年 1 月 1 9 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和4年内閣府・国土交通省令第7号。以下「改正命令」という。）等の施行に当たり、改正法等の趣旨、内容及び留意事項については、「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について」（令和5年1月19日付け交企第406号）をもって通達されたところであるが、改正命令による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「命令」という。）に係る交通規制関係事務等の運用上留意すべき事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

## 第1 遠隔操作型小型車に係る道路標識等に関する規定の整備

### 1 遠隔操作型小型車に係る道路標識等の表示する意味等の改正について

改正命令により、歩行者を対象とする交通規制に係る道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）の表示する意味に、遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。以下同じ。）が追加され、当該交通規制の対象とするなどされたところ、遠隔操作型小型車に係る道路標識等は次のとおりである。

#### (1) 規制標識「通行止め（301）」について

本規制標識の表示する交通規制の対象に遠隔操作型小型車が追加され、歩行者、車両及び路面電車と同様に、本規制標識による交通規制を実施している道路における遠隔操作型小型車の通行が禁止されることとなる。

#### (2) 規制標識「自転車専用（325の2）」について

本規制標識の表示する交通規制の対象に遠隔操作型小型車が追加され、歩行者及び普通自転車以外の車両と同様に、本規制標識による交通規制を実施している道路における遠隔操作型小型車の通行が禁止されることとなる。

#### (3) 規制標識「自転車及び歩行者専用（325の3）」について

本規制標識の表示する意味は改正されないが、車両に該当しない遠隔操作型小型車については、歩行者及び普通自転車と同様に、本規制標識による交通規制を実施している道路を通行することができることとなる。また、その名称が「自転

車及び歩行者等専用」に改正される。

(4) 規制標識「歩行者専用（325の4）」について

本規制標識の表示する意味は改正されないが、車両に該当しない遠隔操作型小型車については、歩行者と同様に、本規制標識による交通規制を実施している道路を通行することができることとなる。また、その名称が「歩行者等専用」に改正される。

(5) 規制標識「歩行者通行止め（331）」について

本規制標識の表示する交通規制の対象に遠隔操作型小型車が追加され、歩行者と同様に、本規制標識による交通規制を実施している道路における遠隔操作型小型車の通行が禁止されることとなる。また、その名称が「歩行者等通行止め」に改正される。

(6) 規制標識「歩行者横断禁止（332）」について

本規制標識の表示する交通規制の対象に遠隔操作型小型車が追加され、歩行者と同様に、本規制標識による交通規制を実施している道路における遠隔操作型小型車の横断が禁止されることとなる。また、その名称が「歩行者等横断禁止」に改正される。

(7) 指示標識「斜め横断可（201の2）」について

本指示標識の表示する意味が改正され、遠隔操作型小型車については、歩行者と同様に、本指示標識による交通規制を実施している交差点において道路を斜めに横断できることとなる。

2 遠隔操作型小型車に係る補助標識の新設について

(1) 補助標識「遠隔操作型小型車（503の2）」について

改正命令施行後は、規制標識「通行止め（301）」による交通規制等により、遠隔操作型小型車の通行を禁止することが可能となる場所、遠隔操作型小型車のみの通行を禁止する場合には、補助標識により交通規制の対象を特定する必要があるが、車両に該当しない遠隔操作型小型車については、現行の補助標識「車両の種類（503）」により特定することはできない。そこで、補助標識「遠隔操作型小型車（503の2）」が新設されることとなった。

本補助標識については、現行の補助標識「車両の種類（503—A）」と同様の用い方をするものであり、本補助標識を附置することにより、遠隔操作型小型車に限り本標識が表示する交通規制の対象とすること又は本標識が表示する交通規制の対象から除くことができることとなる。また、本補助標識に遠隔操作型小型車を表示するときには、「遠隔小型」という略称を用いることができることとなる。

なお、命令別表第二に規定された本補助標識の様式に係る文字は例示である。

(2) 補助標識「遠隔操作型小型車（503の2）」に係る留意事項について

本補助標識は、補助標識「車両の種類（503—A）」と同様の用い方をするものであるが、現行の指示標識で、遠隔操作型小型車を指示の対象として表示するのは存在しないことから、本補助標識は、補助標識「車両の種類（503—A）」と異なり、指示標識に附置することはできず、規制標識にのみ附置することができることに留意すること。

また、「車両通行区分」又は「専用通行帯」を表示する規制標識又は規制標示はいずれも遠隔操作型小型車を対象とする交通規制を表示するものではないことか

ら、「遠隔小型」という略称を「車両通行区分」又は「専用通行帯」を表示する規制標識又は規制標示に記載することはできないことに留意すること。

なお、補助標識「遠隔操作型小型車（503の2）」は遠隔操作型小型車に限り本標識が表示する交通規制の対象にしたり、除いたりすることを意味するものであるため、単一の本標識に当該補助標識及び補助標識「車両の種類（503—A）」を同時に附置することはできないことにも留意すること。

## 第2 改正命令の施行に伴う留意事項について

### 1 青森県公安委員会の意思決定に係る所要の措置について

改正命令附則第2項及び第3項の規定により、今般の改正においてその交通規制の対象・内容に変更が生じた道路標識等については、改正命令による改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に基づき設置されているものが、命令の相当規定に基づき設置されているものとみなされることとなった。したがって、現に設置されている道路標識等による交通規制であって、改正命令施行後のその内容が、命令の相当規定による道路標識等の意味によるものとする場合には、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定の変更を行う必要はない。

### 2 道路標識等の交換等の措置について

前記1のとおり、現に設置されている道路標識等による交通規制であって、改正命令施行後のその内容が、命令の相当規定による道路標識等の意味によるものとする場合には、公安委員会の意思決定の変更を行う必要はなく、現に設置されている道路標識等の交換等の措置を行う必要もない。

しかし、例えば、現に設置されている規制標識「自転車専用（325の2）」による「自転車用道路」規制を実施している道路について遠隔操作型小型車の通行を認めるなど、遠隔操作型小型車を本標識が表示する交通規制の対象に加えたり除いたりする場合には、公安委員会の意思決定の変更に加えて、現に設置されている道路標識等の交換等の措置が必要であることに留意すること。

なお、現に設置されている道路標識等の交換等の措置を行う場合には、改正命令の施行日に合わせて交換等を行う必要がある。

### 3 遠隔操作型小型車の使用者への適切な周知について

遠隔操作型小型車については、改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第15条の3の規定により、遠隔操作型小型車の使用者は、当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により道路を通行させようとする場所を管轄する公安委員会に対して、遠隔操作により通行させようとする場所等を事前に届け出なければならないこととされていることから、あらかじめ、道路標識等により遠隔操作型小型車の通行が禁止されている道路等の存在について、遠隔操作型小型車の使用者に適切に周知すること。